

第2章 重点施策

プランの目標を実現するために、本市が重点的に推進する施策を6つ提示します。

この章の重点施策は、プラン策定後、最初の3年間に、特に何を重視していくかということをも市民の方々に分かりやすく伝えるために、第3章の施策体系から具体的な事業を抽出し、再構成したものです。

1 川崎式で「生きる力」をつける

【背景・目的】

少子高齢化、グローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む21世紀の社会では、市民に求められる能力や知識がますます高度化・多様化しています。このような21世紀の社会を生きていく中で、子どもたちには「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて、子どもの最善の利益が確保されること等が大切です。その上で、子どもたち一人ひとりが個性を發揮し活躍することができるよう、「知（確かな学力）」「徳（豊かな人間性）」「体（健康・体力）」からなる「生きる力」を、身につけることが求められています。

このような「生きる力」をつけるためには、全ての教育の出発点である家庭における教育機能を高め、幼児期から、学齢期（6歳～15歳）及び後期中等教育期間（16歳～18歳）にわたって、子どもたちが成長や発達状況に応じて必要な力を身につけていくことが大切です。

本重点施策では、多様な文化や国籍の市民が共生するなどの本市の特色を活かしながら、子どもの発達に応じた教育を展開する方法を「川崎式」として、本市の教育を受ける全ての子どもたちが「生きる力」をつけることを目的とします。

【内 容】

本市の学校では、子どもたちのそれぞれの個性を活かしながら、「生きる力」を育む教育活動を行っています。これまで「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえて本市が特に力を入れてきた、いのち、こころの教育・人権尊重教育などの教育内容をより一層推進します。

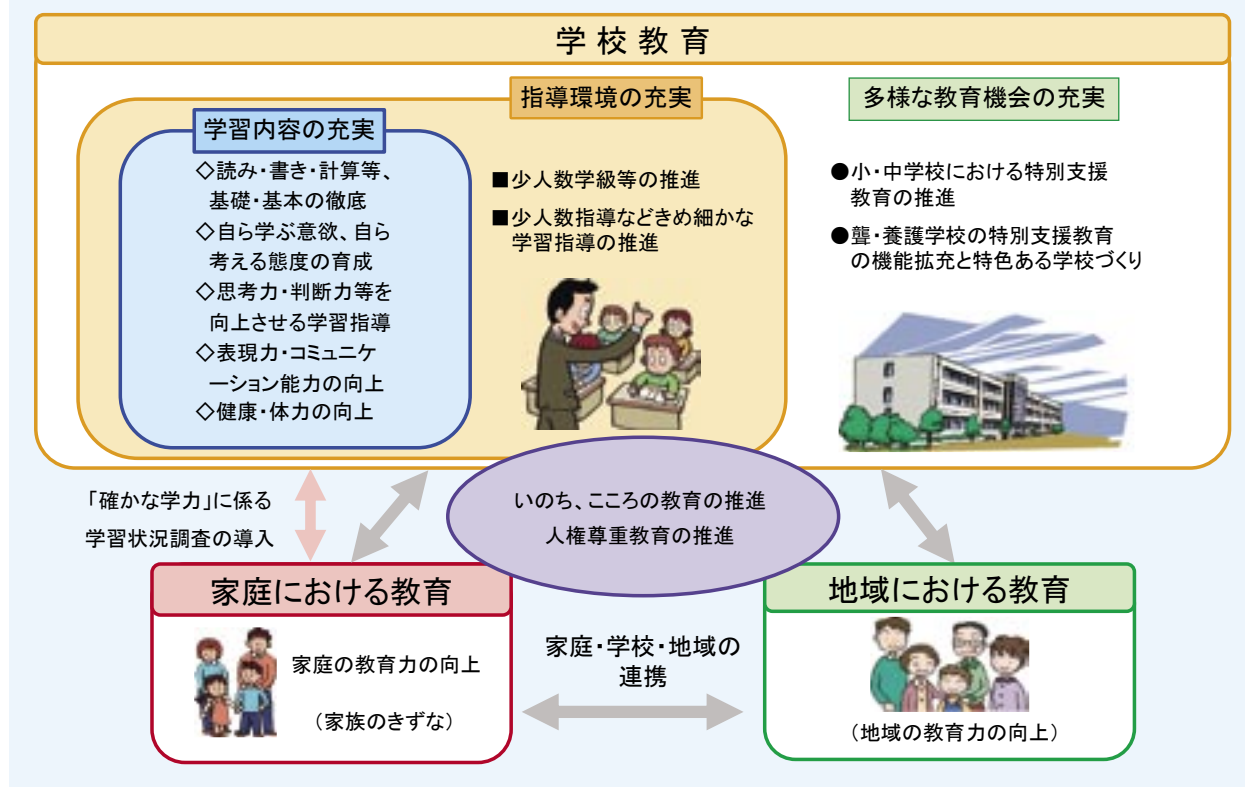
知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの意欲、自分で考え判断する力、表現する力、問題を解決し、自分で道を切り開くことができる力を本市では、「確かな学力」と捉え、読み書き計算などの基礎・基本、自ら学ぶ意欲や態度、思考力・判断力、表現力・コミュニケーション能力などの育成や定着を目指した取組を行います。その上で、基礎的な学力の定着度を調査し、指導方法の改善等に活かすために、子どもたちの学習状況調査を実施します。

加えて、全国的に低下が懸念されている子どもたちの健康・体力の向上に取り組むとともに、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応を図り、「生きる力」を子どもたちに育むため、少人数学級や少人数指導などの展開を図ります。

また、これまでの障害の種類や程度に応じ特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育活動を行う「特別支援教育」へ向けた取組を進めていきます。

さらに、家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育に関する学習を支援します。

重点施策1 川崎式で「生きる力」をつける



【展開する事業】

① いのち、こころの教育の推進（施策体系1-1-(1)-①）

子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育みます。また、読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を行い、社会のルールを守る子どもを育てます。

② 人権尊重教育の推進（施策体系1-1-(1)-②）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市においてこれまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。

③ 読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底（施策体系1-1-(4)-①）

子どもたちが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力などの、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。

④ 自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成（施策体系1-1-(4)-②）

子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を行います。

⑤ 思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実（施策体系1-1-(4)-③）

子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。

⑥ 表現力・コミュニケーション能力の向上（施策体系1-1-(4)-④）

様々な活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育

てることを目指した取組を充実します。また、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の一層の向上を目指した取組を展開します。

⑦ 「確かな学力」に係る学習状況調査の導入（施策体系1-1-(4)-⑤）

指導などに活かすため、学習状況調査を導入し、子どもたちの学習状況を正しく把握します。調査の導入で以下の成果を目指します。

- 学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法や教育課程の検証・改善を図ります。
- 子どもと保護者に学習状況を伝え、一人ひとりの子どもの学習に対する課題を明確にし、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善することに役立てます。
- 教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。

⑧ 健康・体力の向上（施策体系1-1-(3)-①）

子どもたちの健康や体力・運動能力について、体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行います。また、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行い、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

⑨ 少人数学級等の推進（施策体系1-1-(6)-①）

学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の定着、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とするなど、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。

⑩ 少人数指導などきめ細かな学習指導の推進（施策体系1-1-(6)-②）

基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

⑪ 小中学校における特別支援教育の推進（施策体系1-1-(9)-①）

小中学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりを行うとともに、通級指導教室の専門性の活用や巡回相談システム等の整備を行います。

また、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、（仮称）特別支援教室の設置を進めます。

⑫ 聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり（施策体系1-1-(9)-②）

聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

また、総合的（知・肢併置）養護学校の整備を行います。

⑬ 家庭の教育力の向上（施策体系2-2-(4)-② 重点施策5-⑥）

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTAや自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①いのち、こころの教育の推進	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">全校で実施</div> 道徳教育の充実、体験活動（栽培・飼育など）等のいのちに触れる活動の展開	内容の充実		随時見直し
②人権尊重教育の推進	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">小・中・高・聾・養護学校向け</div> 人権尊重教育を推進するための支援、子どもの権利学習資料の作成	内容の充実		随時見直し
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">H17は146学級に派遣</div> 学校が子どもの権利学習を行う際の講師の派遣	内容の充実		随時見直し
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">H17は75校に派遣</div> 異文化を持つ地域の外国人市民等を学校に講師として派遣	内容の充実		随時見直し
③読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底	児童生徒の学習状況に応じた補充学習、発展学習の展開	学習状況調査等の結果により改善		随時見直し
④自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成	学びの意義、学びの実感を与え、意欲・態度形成を重視した授業展開	学習状況調査等の結果により改善		随時見直し
⑤思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実	思考し判断する必要がある課題・学習場面の設定を重視した授業展開	学習状況調査等の結果により改善		随時見直し
⑥表現力・コミュニケーション能力の向上	各教科等における表現活動を重視した授業展開	学習状況調査等の結果により改善		随時見直し
⑦「確かな学力」に係る学習状況調査の導入	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">国語・算数・学習意識調査を全校実施</div> （小学校5年生で新規に実施）	効果を確認して、調査対象や実施方法等を改善		随時見直し
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">国語・数学・英語・理科・社会を全校実施</div> （中学校では従来の診断テストに加え、2年生で学習意識調査を実施）	効果を確認して、調査対象や実施方法等を改善		随時見直し
⑧健康・体力の向上	運動の楽しさを味わうことのできる学習展開、子どもたちの主体的な健康づくり、基礎体力づくりの支援			随時見直し
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">小学校 20校</div> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">中学校 全校</div> 新体力テスト（8種目）の実施	小学校25校 中学校全校	小学校30校 中学校全校	小学校 順次拡大 中学校全校
⑨少人数学級等の推進	小学校1年生における少人数学級の実施（神奈川県研究指定校、H16は11校で実施）			随時見直し
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">H17は6校に配置</div> 非常勤講師（市費）を配置	効果を見ながら推進		随時見直し

事業名	H17	H18	H19	H20～26
⑩少人数指導などきめ細かな学習指導の推進	習熟度別学習の推進（H16は小学校62校、中学校15校で実施）	学習状況調査等の結果による研究		→ 随時見直し
	課題別学習の推進（H16は小学校35校、中学校4校で実施）	学習状況調査等の結果による研究		→ 随時見直し
	チームティーチングの実施（H16は小学校53校、中学校39校で実施）	学習状況調査等の結果による研究		→ 随時見直し
⑪小中学校における特別支援教育の推進	（仮称）特別支援教室の設置について調査・研究	モデル校での研究	モデル校での試行	随時見直し ※法改正に伴い実施
	56校を対象に相談・支援 教員や保護者などを対象に相談・支援を行う巡回相談員が学校を訪問	56校 （H16～18で全168校を終了）	見直し	見直し結果に基づく事業の実施
	巡回指導員を全市で4名配置 学校を巡回しながら、主に教員に対して指導方法等の助言を行う巡回指導員を配置			→ 随時見直し
	通級指導教室の機能拡充 （言語）各区1ヶ所 （情緒）全市2ヶ所⇒3ヶ所			→ 随時見直し
⑫聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり	聾・養護学校による地域の学校等への支援の実施			→ 随時見直し
	一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じて「個別の教育支援計画」を作成			→ 随時見直し
	関係機関（教育・福祉・医療等）による連携システムのあり方について研究	連携システムの検討	連携システムの構築	随時見直し
⑬家庭の教育力の向上 （重点施策5-⑥）	12学級実施 家庭教育学級の開催			→ 随時見直し
	PTA家庭教育学級、自主グループ家庭教育学級の開催			→ 随時見直し

2 「個性が輝く学校」をつくる

【背景・目的】

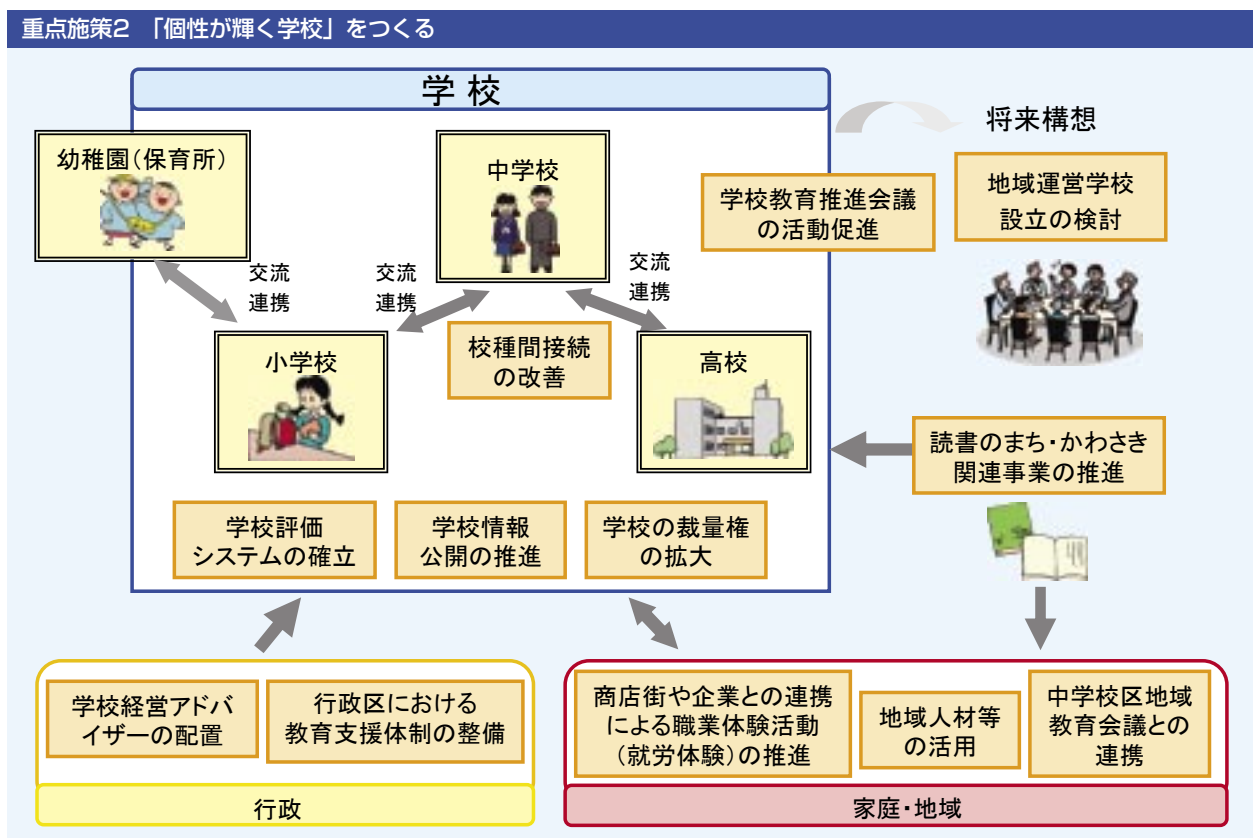
これまで、全ての学校において同じ教育を保障することを重視する傾向にありましたが、各学校における保護者や地域住民からの意見、子どもの学習状況や生活状況などが多様化することによって、各学校が地域に根ざし、創意工夫を發揮して個性ある教育活動を行うことが求められています。保護者や地域住民からの意見や子どもの生活の場を踏まえた教育活動を行うと、おのずから各学校に特色が生まれてきます。そのために、保護者・地域が学校と連携をとり、子どもの成長に責任を持って、学校運営に参加することが重要です。

本重点施策では、各学校がそれぞれの特色を活かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進することを目的とします。

【内 容】

人事や予算などに関する学校の裁量権を拡大することで、各学校が創意工夫を活かした取組を行えるようにします。さらに、学校の情報をわかりやすく積極的に地域に公表し、学校運営に対して、学校内部での評価とともに、地域住民等の学校外部による評価を行う学校評価システムを確立することで学校の自主性・自律性を高め、特色ある学校づくりを推進します。こうした学校の取組を、学校現場に近い行政区ごとに支援するための体制を整備し、豊富な経験を活かして学校経営に対する助言を行う人材等を配置します。

また、それぞれの学校の特色を大切にしながら、異なる学校種（幼稚園と小学校など）との間で、教育のなめらかな接続を図ることで、進学時の支援体制等を整えるとともに、学校図書館の活性化



を中心とした子どもの読書活動推進に向けた取組を、家庭・地域と連携しながら進めていきます。

さらに、各学校が地域の教育力を活かし、地域に開かれた教育活動等を展開していくために、地域人材・地域資源の活用や商店街、企業と連携した職業体験・就労体験活動、学校教育推進会議の活動の促進、中学校区地域教育会議との連携とともに、権限と責任をもって地域住民などが学校運営に参画する地域運営学校の設立も検討していきます。

【展開する事業】

① 学校の裁量権の拡大（施策体系1-2-(1)-①）

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、各校の特色や学校経営計画に沿った教員を他の市立学校から公募する制度の検討や学校独自の予算枠を拡大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。

② 学校の情報公開の推進（施策体系1-2-(1)-③）

学校評価システムを十分に機能させるとともに、地域住民の教育活動への参加や参画を促進するため、授業の公開や学校経営計画の公表、さらに計画の達成状況に対する評価の公表などにより、保護者や地域への説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進します。

③ 学校評価システムの確立（施策体系1-2-(1)-②）

「計画→実践→評価→改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、子どもの意見を取り入れながら学校が自律的な改善を行うことができる仕組みづくりを進めます。

④ 行政区における教育支援体制の整備（施策体系4-1-(3)-① 重点施策6-⑥）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

- 社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実
- 学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

⑤ 学校経営アドバイザーの配置（施策体系4-1-(3)-②）

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

⑥ 子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善（施策体系1-2-(4)-①）

幼稚園・小学校・中学校・高等学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、小学校における中学校教員の教科の専門性を活かした学習指導、教員の交流を活かした児童生徒指導等を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた指導や教育を推進します。

⑦ 読書のまち・かわさき関連事業の推進（施策体系1-1-(5)-①）

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域において子どもが乳幼児期から様々な読書活動に取り組むことのできる環境整備を行います。市立図書館との連携や司書教諭・図書館コーディネーター等の活動促進により学校図書館の活性化を図るとともに、各学校の特色ある読書活動を推進して、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成等に関する活動をさらに推進していきます。

⑧ 地域人材等の活用（施策体系1-2-(2)-① 重点施策6-⑤）

地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブなどを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

⑨ 商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進（施策体系1-2-(2)-②）

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育んでいきます。

⑩ 学校教育推進会議の活動促進（施策体系1-2-(3)-① 重点施策6-①）

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と、「川崎市子どもの権利に関する条例」の第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

⑪ 中学校区地域教育会議との連携（施策体系1-2-(3)-④）

中学校区地域教育会議と連携して、地域の人材や教育資源に関する情報収集を行うなど、地域の教育力を活かした学校の教育活動を行います。

⑫ 地域運営学校の設立の検討（施策体系1-2-(3)-② 重点施策6-②）

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①学校の裁量権の拡大	教員公募制など、教職員の意欲を引き出す人事異動の方法についての検討・試行	実施		→ 随時見直し
	学校独自予算枠拡充についての検討	実施		→ 随時見直し
	30校に配置 特別非常勤講師の配置（H16は20校）			→ 随時見直し
②学校の情報公開の推進	全校実施 学校のホームページを公開（H16は82校）	ホームページの内容の充実		→ 随時見直し
	全校実施 学校経営計画・計画の実施結果の公表			→ 随時見直し
③学校評価システムの確立	全校実施 （うち研究実践校 10校）	研究実践校の成果を踏まえて改善	随時見直し	→
④行政区における教育支援体制の整備（重点施策6-⑥）	各行政区（7区）で実施 各区の市民館に学校教育を担当する主幹・指導主事を配置			→ 随時見直し

事業名	H17	H18	H19	H20～26
⑤学校経営アドバイザーの配置	試行 2名を配置	試行の結果に基づく展開		→ 随時見直し
⑥子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善	小中間連携研究推進校を各区に設置 幼小、中高、高大間連携の実施	→	見直し	→ 連携の拡大
⑦読書のまち・かわさき関連事業の推進	全市で7名配置 「子ども読書活動推進計画」に基づき各学校を巡回指導する図書館コーディネーターの配置 ・司書教諭との連携 ・学校図書ボランティアの支援	効果を確認しながら実施		→ 随時見直し
⑧地域人材等の活用 (重点施策6-⑤)	各種ボランティア活動、NPO法人等との連携拡充	→		→ 随時見直し
⑨商店街や企業等との連携による職場体験活動(就労体験)の推進	期間・時間・内容における充実	→		→ 随時見直し
⑩学校教育推進会議の活動促進 (重点施策6-①)	全校実施 学校教育推進会議メンバーの学校教育への関わりの拡充	→		→ 随時見直し
⑪中学校区地域教育会議との連携	地域教育会議と連携した教育活動の推進	→		→ 随時見直し
⑫地域運営学校の設立の検討 (重点施策6-②)	必要な規則改正の検討・実施	指定の検討 順次指定	→	→ 随時見直し

3 「教職員の力」を伸ばす

【背景・目的】

社会の状況が大きく変わり、学校・家庭・地域の連携が進められる中で、学校教育に求められる役割も変化しています。子どもたちの良き理解者となり、健やかな成長を支え、保護者や地域住民から信頼される教職員となるためには、日々、自己の成長のために研鑽を積み、資質や能力を向上させていくことが求められています。子どもの成長に大きな役割を果たす教職員は、人間的魅力を備え、自らの指導力を高め、学校経営の一翼を担っているという意識を持ち、活力ある教育実践に取り組むことが責務です。また、学校の管理職は、時代を見通して自らの教育理念をしっかりと持ち、教職員の先頭に立って学校経営や教育活動に取り組む必要があります。

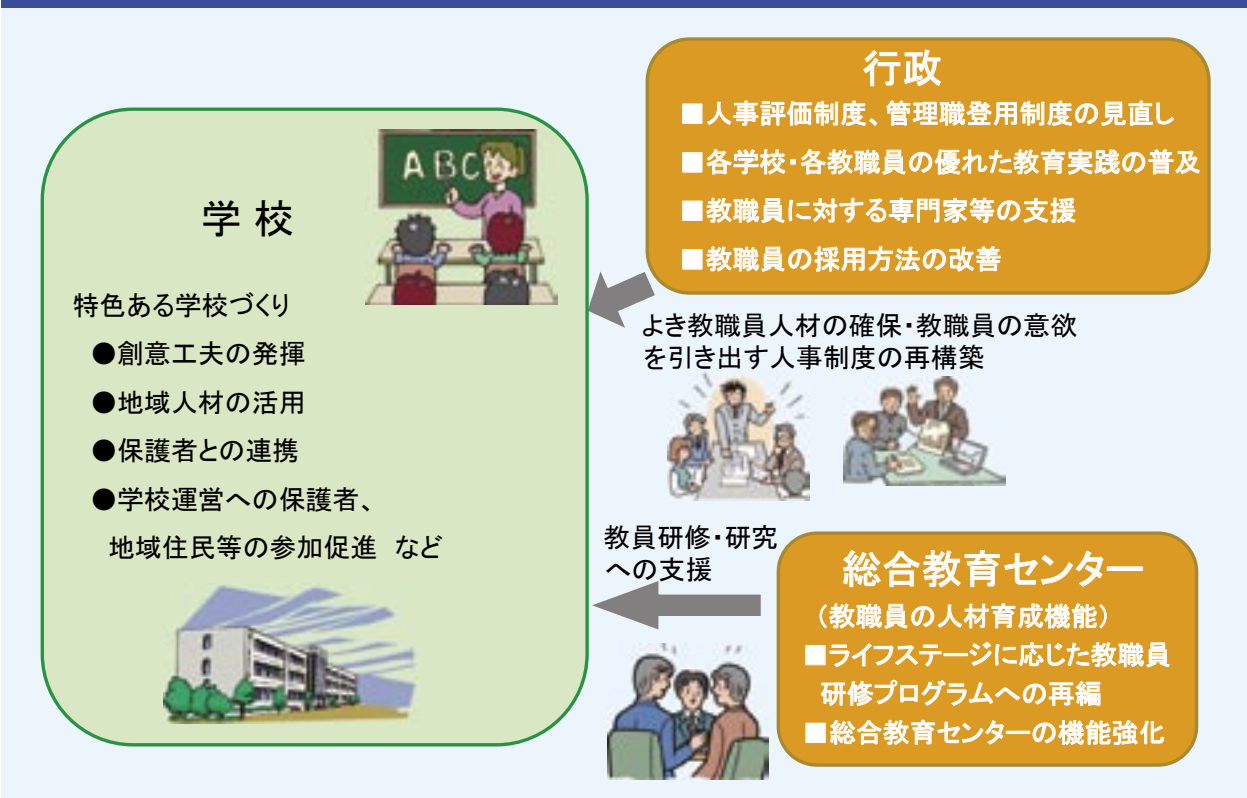
本重点施策では、教職員が自らの力を伸ばし、本市の教育改革を第一線で推進していくための支援を行っていくことを目的とします。

【内 容】

教職員が創意工夫を発揮し、自らの能力を十分に発揮できるように人事評価制度を見直します。また、教職員や管理職に求められる能力や資質を満たした人材を登用できるように、教職員の採用方法の改善や管理職登用制度の見直しを行います。

さらに、教職員の指導力等を高めるために研修体系を再編し、優れた教育実践が普及するように努めます。また、総合教育センターの機能強化、教員に対する専門家等の支援などにより、学習指導や児童生徒指導などに関する教職員への支援体制を強化します。

重点施策3 「教職員の力」を伸ばす



【展開する事業】**① 人事評価制度の見直し（施策体系1-3-(1)-③）**

教職員が自らの能力を高めて、子どもたちにより効果的な指導を行い、保護者のニーズに柔軟に対応することなどにより、学校全体の教育活動の質的向上が促進されるよう、人事評価制度を見直します。

② 教職員の採用方法の改善（施策体系1-3-(1)-②）

人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように採用試験の方法等を改善していきます。

③ 管理職登用制度の見直し（施策体系1-3-(1)-①）

リーダーシップを発揮して学校経営や教育活動に取り組み、保護者や地域住民から信頼される人材を管理職として登用するために、登用における公平性や透明性を高めます。また、民間からの登用なども含めて検討し、活力ある人材登用に努めます。

④ ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編（施策体系1-3-(3)-①）

教職員が経験年数に応じてその能力を確実に高めていけるように、計画的な研修を実施し、内容の充実を図ります。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。

⑤ 総合教育センターの機能強化（施策体系1-3-(2)-①）

本市の教育の研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターの機能を一層充実します。学校教育への直接的な支援として、カリキュラムセンター機能の充実を図るとともに、教育相談や情報・視聴覚機能の充実を通して家庭や地域への支援を進め、側面からも学校を支援していくことに努めます。

⑥ 各学校・各教職員の優れた教育実践の普及（施策体系1-3-(3)-④）

各学校において、自校における課題をテーマとした自主的な校内研究や研究授業の充実に努めるとともに、先進研究校等における校外研修で学んだ成果を自校の教職員に確実にフィードバックするための校内研修等の充実を図ります。また、優れた教育実践を表彰し、各学校へ普及させていきます。

⑦ 教職員に対する専門家等の支援（施策体系1-3-(2)-②）

いわゆる学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対してNPOや関係機関との連携を図るなど、専門家による支援体制の充実を図ります。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①人事評価制度の見直し	市費負担教員の新人事評価制度の試行(平成16年度から)	実施		→ 随時見直し
②教職員の採用方法の改善	広報活動の充実、特別選考の実施、試験方法・内容の変更などについて検討・改善	順次改善		→ 随時見直し
③管理職登用制度の見直し	保護者や地域住民から信頼される管理職を登用するための制度についての検討・実施			→ 随時見直し
④ライフステージに応じた一貫性のある教職員研修プログラムへの再編	2年目教員研修・近代教育研修(満15年)・障害児学級新担任者2年目研修の実施			→ 随時見直し
⑤総合教育センターの機能強化	カリキュラムセンターや情報・視聴覚センターへの組織再編			→ 随時見直し
⑥各学校・各教職員の優れた教育実践の普及	研究・研修の成果を学校の中で活かす校内研修や授業の実施			→ 随時見直し
⑦教職員に対する専門家等の支援	専門の医師やカウンセラー等による支援体制の整備			→ 随時見直し

4 「地域に開かれた学校施設」にする

【背景・目的】

学校は、子どもたちの教育を担う重要な教育機関であるとともに、市内全域に設置されている市民の財産です。学校を、子どもと大人が触れ合うコミュニティの拠点としていくために、子どもだけでなく地域のあらゆる人々の学習や活動の場であるにとらえ、市民にとってより身近な施設にしていく必要があります。

また、多くの市民に安心して使用してもらえるように、より安全な学校施設が必要とされています。

本重点施策では、学校をコミュニティの拠点として整備し、子どもや市民に様々な学習や活動の場を提供することを目的とします。

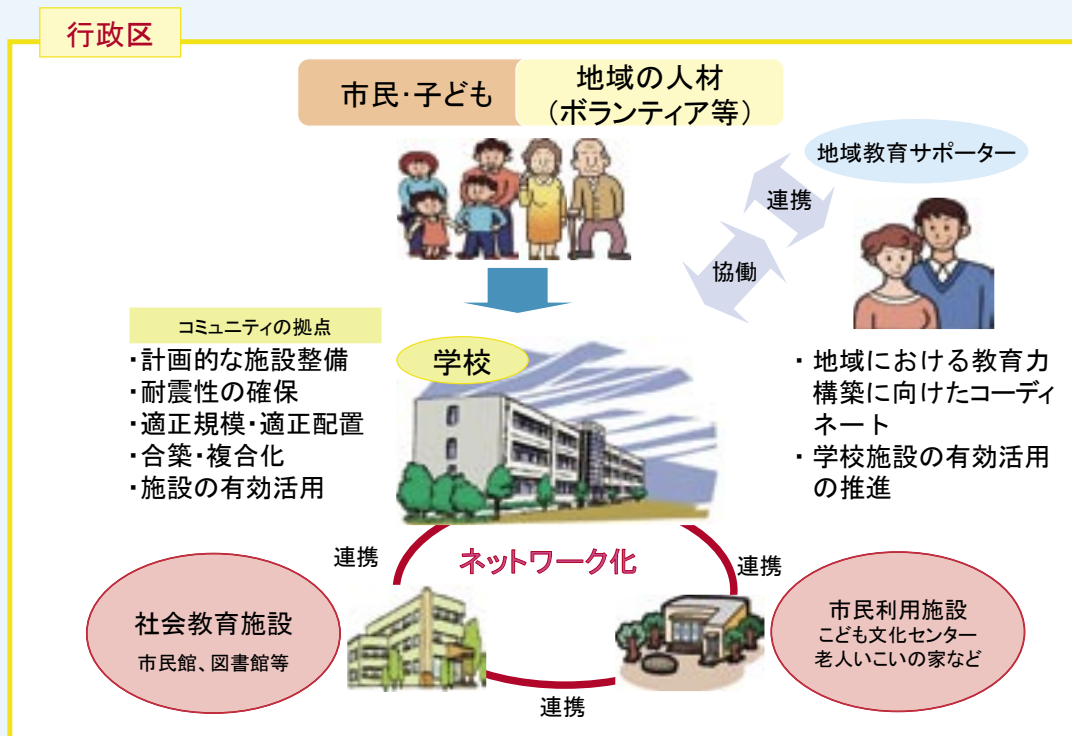
【内 容】

学校を子どもと大人が安心して使えるコミュニティの拠点としていくために、利用しやすく、安全で快適な学校施設の整備を計画的に進めていきます。同時に、地域の多くの人々が様々な形で学校施設を利用することができるように、体育館・校庭などの開放、再転用可能教室・特別教室の有効活用や、他の公共施設との合築・複合化を進めていきます。

また、学校施設と市民館や図書館などの社会教育施設や、こども文化センターや老人いこいの家などの施設との連携を深め、日常生活圏における市民の学習や活動の場としての機能充実を図ります。

さらに、学校と地域の連携を推進する地域教育サポーター制度を構築します。

重点施策4 「地域に開かれた学校施設」にする



【展開する事業】

① 計画的な学校施設の整備（施策体系1-4-(4)-①）

学校と地域で共に利用できる、より安全で快適な教育環境を目指して、学校の適正規模・適正配置を踏まえた新築・改築・改修を行います。

② 校舎の耐震性の確保（施策体系1-4-(1)-①）

児童生徒の安全を確保するとともに、コミュニティの拠点や地域の防災拠点として、安心して学校施設を利用してもらうために、校舎の耐震補強を行います。

③ 学校の適正規模・適正配置（施策体系1-4-(4)-②）

児童生徒数の増減に地域差があり、学校の規模別格差が広がってきています。そのため、社会・地域の実情を考慮し、学校の適正規模・適正配置を推進し、子どもたちの良好な教育環境を確保していきます。

④ 学校施設の有効活用の推進（施策体系3-1-(1)-⑥ 重点施策5-④）

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応じていきます。

⑤ 他の公共施設等との合築・複合化の推進（施策体系1-4-(2)-②）

学校施設と保育所やデイサービスセンターなどの公共施設等を合築・複合化することにより、子どもたちの活動の幅を広げます。また、学校を夜間や休日にも活用できる施設として整備し、学校の地域拠点化を進めます。

⑥ 学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化

（施策体系3-1-4-① 重点施策5-⑤）

市民館をはじめ、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習やコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

⑦ 地域教育サポーター制度（施策体系4-1-(3)-③ 重点施策6-④）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①計画的な学校施設の整備	改築の実施 橋中学校着工	東門前小学校着工	1校着工	→ 随時見直し
	大規模改修による校舎リニューアルの実施			→ 随時見直し
	(仮称)土橋小学校の新築	開校		
	黒川地区小・中学校の新築 PFI事業による整備実施方針発表 事業者提案	事業者選定 契約	工事	開校 (H20)

事業名	H17	H18	H19	H20～26
②校舎の耐震性の確保	78棟（耐震補強工事実施済棟数） 新耐震基準設計適用外の校舎の耐震化	108棟	138棟	全198棟 完了 (H21)
③学校の適正規模・適正配置	早急な検討が必要な過大規模校5校、小規模校6校について、行政区ごとに検討委員会、検討部会を設置して適正規模化へ向けた検討を行う			随時見直し
④学校施設の有効活用の推進 (重点施策5-④)	15校で実施 図書館パートナーの配置による学校図書館の有効活用	H17の実施結果に基づき推進		随時見直し
	モデル実施7校 市民主体による学校施設の有効活用	モデル実施 14校	本格実施 14校	順次全校へ 拡大
	有効活用に必要な施設整備			
⑤他の公共施設等との合築・複合化の推進	新・改築に伴う複合化の推進			随時見直し
⑥学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化 (重点施策5-⑤)	利便性アップに向けた全庁的な検討	順次改善		随時見直し
⑦地域教育サポーター制度 (重点施策6-④)	サポーター制度の導入に向けた検討	試行	試行の結果に基づき展開	随時見直し

5 「市民の学び」を支援する

【背景・目的】

本市においては、これまで実施してきた幅広い社会教育施策により、多くの市民が自己の学習課題や地域課題、生きがいを発見してきました。そして、地域に目を向けた自主的な市民活動が展開されています。

地域社会が抱える課題が複雑化する中で、行政による解決（公助）とともに、地域に目を向けた自主的な市民活動（自助・共助）がさらに増えていくように、市民の学びを支援していくことが求められています。

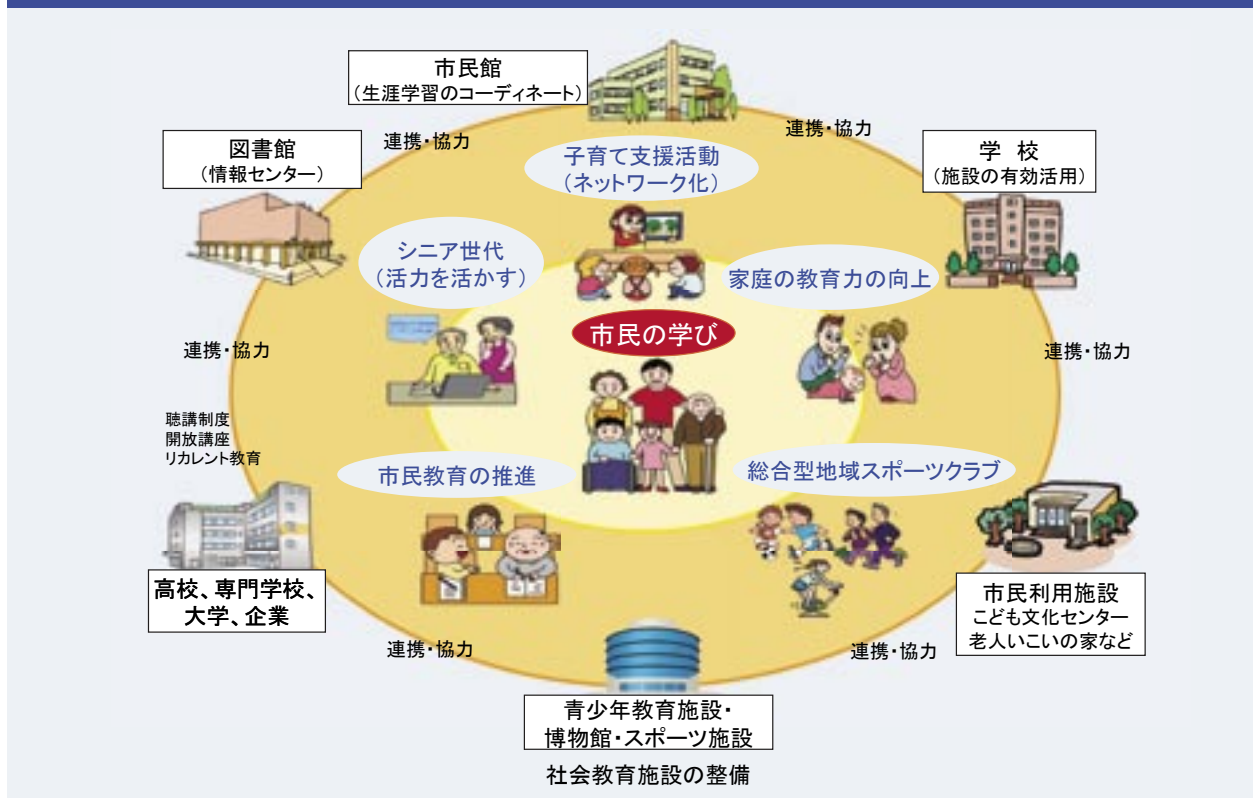
今後は、これまでの学習機会の提供や社会参加の動機付けのための施策に加え、その成果が、まちづくりや福祉、学校教育支援などの取組につながっていくような社会教育施策の重要性が高まっているとともに、そのための社会教育関係職員等の力量形成が求められています。

本重点施策では、市民が自ら学ぶ意欲を持ち、主体的に学習や活動に取り組めるように、きめ細やかに支援していくことを目的とします。

【内 容】

市民館を中核に行政区全体の生涯学習をコーディネートし、学校教育やまちづくり活動を含めた地域全体の学習活動をつないでいきます。また、情報提供を通して市民の学びを支える図書館の機能を充実させるとともに、社会教育施設の計画的な整備や、施設間のネットワークづくりなどにより、学習の場や機会の充実を図ります。さらに、家庭の教育力の向上や市民同士のネットワーク化の促進、学校・企業・大学等の連携、市民教育の推進、総合型地域スポーツクラブの育成などを進

重点施策5 「市民の学び」を支援する



め、地域の教育力と自治能力を高めます。

【展開する事業】

① 市民館を拠点とした生涯学習の推進（施策体系3-1-(1)-①）

行政区レベルで市民の学習や活動を支援する拠点である市民館は、社会や地域の課題に応じた学習機会の提供や、情報提供・相談事業や場の提供を通じた学習や活動の支援、社会教育に関わる団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行います。その中で、地域の各関係機関やグループ・団体との協力関係を強め、行政区全体の生涯学習の充実を図ります。

② 図書館機能の充実（施策体系3-1-(1)-③）

図書館は、読書施設としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとしての機能を充実させていきます。市立学校や大学の図書館との連携、インターネット上の情報や生涯学習に関するデータベースも活用できる環境整備、ボランティアの育成、レファレンス機能（調査・相談）の充実などを通じて、市民の生涯学習施設として、子どもから大人まで、全ての市民の学習や活動、社会的自立を支えていきます。

③ 社会教育施設の整備（施策体系3-1-(1)-④）

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、生涯学習拠点施設の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

④ 学校施設の有効活用の推進（施策体系3-1-(1)-⑥ 重点施策4-④）

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応じていきます。

⑤ 学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化

（施策体系3-1-(4)-① 重点施策4-⑥）

市民館をはじめ、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習やコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

⑥ 家庭の教育力の向上（施策体系2-2-(4)-② 重点施策1-⑬）

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTAや自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

⑦ 子育て支援活動のネットワーク化（施策体系2-2-(1)-⑤）

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子どもの育成に関わっていくことができるように、子育てグループや子育て支援グループと関係機関などのネットワーク化を図ります。

⑧ シニア世代の活力を地域で活かすための支援（施策体系3-1-(3)-②）

今後10年の間に定年退職を迎える団塊の世代を中心に、シニア世代が自らのキャリアを地域社会の中で活かし、地域の原動力として活躍することができるように、地域課題や、NPOの立ち上げ、起業などに関する学びを支援します。

⑨ 市内の高校・専門学校・大学・企業との連携（施策体系3-1-(5)-①）

市民の知識の向上や就労に向けたキャリアアップを図るため、市立高校における聴講制度の整備や、大学や企業による地域開放講座の支援など、高校・専門学校・大学・企業との連携によるリカレント教育を推進します。

⑩ 市民教育の推進（施策体系3-1-(3)-①）

市民がNPOやボランティアとして地域で活動していくための幅広い力を身に付ける市民教育の場の充実等を図るとともに、その一層の推進に向けて、企業、大学、地域で活躍している市民グループ等との連携を深めます。

⑪ 総合型地域スポーツクラブの育成（施策体系3-3-(1)-①）

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者・障害者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①市民館を拠点とした生涯学習の推進	情報提供・相談事業の充実			→ 随時見直し
	ボランティヤ研修18講座ほか 社会教育団体・ボランティヤの育成			→ 随時見直し
	市民自主学級53学級実施 市民自主企画事業13事業実施			→ 随時見直し
		順次拡大		→ 随時見直し
②図書館機能の充実	幅広い資料収集体制の整備			→ 随時見直し
	利用者用インターネット端末の整備 [試行1館]	試行の結果に基づく展開	→	順次全館へ整備
	図書館ボランティヤ育成講座の開催準備	2館で実施	→	随時見直し
③社会教育施設の整備	中原市民館 実施設計・着工		→	開館 (H21)
	中原図書館 実施設計	着工	→	開館 (H24)
	有馬・野川地区生涯学習拠点施設整備検討委員会の設置	設計	着工	開館 (H20)
	玉川地区・生田地区・菅生地区における生涯学習拠点機能の検討		→	検討結果に基づく展開
	宮前スポーツセンター 竣工	開館		
	多摩スポーツセンター 基本構想策定	基本構想に基づく事業推進	→	

事業名	H17	H18	H19	H20～26
④学校施設の有効活用の推進 (重点施策4-④)	15校で実施 図書館パートナーの配置による学校図書館の有効活用	H17の実施結果に基づき推進		→ 随時見直し
	モデル実施7校 市民主体による学校施設の有効活用	モデル実施14校	本格実施14校	順次全校へ拡大
	有効活用に必要な施設整備			→
⑤学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化 (重点施策4-⑥)	利便性アップに向けた全庁的な検討	順次改善		→ 随時見直し
⑥家庭の教育力の向上 (重点施策1-⑬)	12学級実施 家庭教育学級の開催			→ 随時見直し
	PTA家庭教育学級、自主グループ家庭教育学級の開催			→ 随時見直し
⑦子育て支援活動のネットワーク化	区役所など関係機関との連携の推進			→ 随時見直し
⑧シニア世代の活力を地域で活かすための支援	ワークショップの開催		→ 関係部局と連携した支援	→ 随時見直し
⑨市内の高校、専門学校、大学、企業との連携	大学等による主体的な開放講座の支援			→ 随時見直し
	市内の8大学との連携 大学連絡会議の見直し			→ 随時見直し
	2校で試行 市立高校における聴講制度の試行	聴講制度の導入(5校)		→ 随時見直し
⑩市民教育の推進	全市的な市民教育推進体制の構築へ向けた取組			→ 随時見直し
	市民エンパワーメント事業の実施 社会教育振興事業の見直し			→ 随時見直し
⑪総合型地域スポーツクラブの育成	延べ設立クラブ数 3 クラブ設立に向けた支援	4	5	各区1箇所以上

6 「市民の力」を活かす

【背景・目的】

教育に対する市民の期待や要望、地域社会が抱える課題が多様化する中で、従来の画一的な施策でそれぞれのニーズに充分応えることが難しくなってきました。

一方で、多様な知識や能力を備えた市民が増えてきているとともに、そうした知識や能力を活かして地域や社会のために貢献する市民も増えてきています。

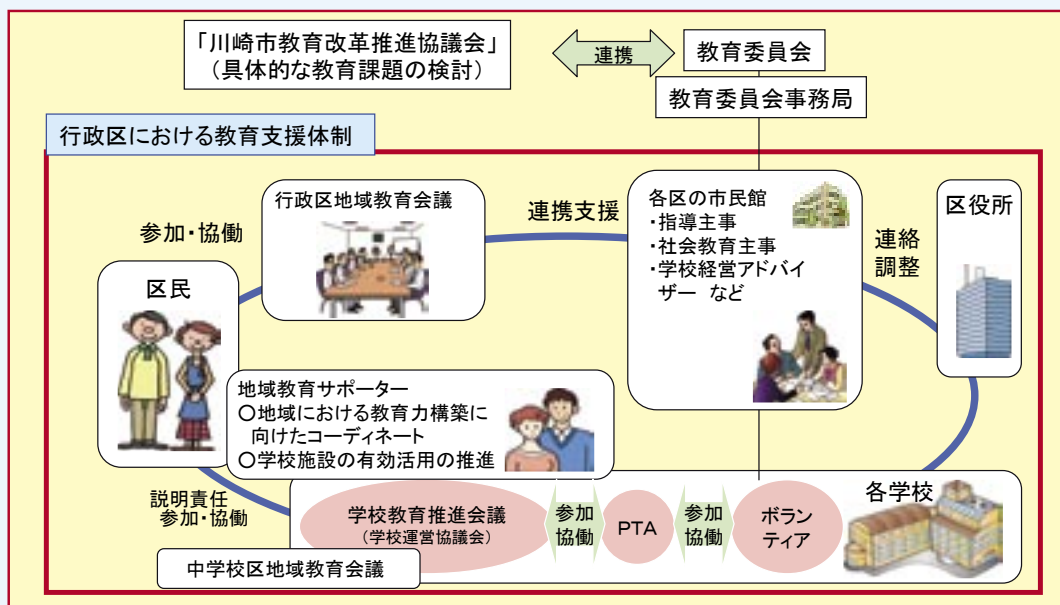
今後は、こうした自主的な活動をより多様化、活発化させ、学校や地域社会が抱える課題を、市民と行政の新たな協働関係の中で解決していくために、市民活動の支援や市民参画の場を、全市、行政区、日常生活圏において充実させていく必要があります。

本重点施策では、市民が学校の活動や、地域における教育の施策づくりに参加・参画できる仕組みをつくることで、分権と市民参画による本市の教育・学習活動の活性化を図ることを目的とします。

【内 容】

学校教育推進会議の活動促進、地域運営学校の設置などにより、多くの市民が学校の活動や地域における教育などに参画しやすい仕組みづくりを進めていきます。また、学校と地域の連携を深めていくために、地域教育会議の役割や体制の見直しによる活性化、地域教育サポーターの設置などにより、教育活動における地域人材の活用を進めて、中学校区における市民の参画と協働を促進します。

重点施策6 「市民の力」を活かす



区民と行政の協働により解決

学校や地域が抱える課題

さらに、市民活動の楽しさと地域の豊かさを実感できる施策を、地域の中で展開し、まちづくりや福祉など教育以外の分野でも市民の力が発揮されていくように、区役所や行政区地域教育会議等と連携しながら生涯学習の推進と学校支援を一緒に行う体制を行政区ごとに整備します。

また、川崎市教育改革推進協議会の設置により、「市民の力を活かす」教育行政を推進していきます。

【展開する事業】

① 学校教育推進会議の活動促進（施策体系1-2-(3)-① 重点施策2-⑩）

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と、「川崎市子どもの権利に関する条例」の第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

② 地域運営学校の設立の検討（施策体系1-2-(3)-② 重点施策2-⑫）

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

③ 行政区・中学校区地域教育会議の活性化（施策体系3-1-(2)-②）

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

●中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

●行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行う。また、地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能する。

④ 地域教育サポーター制度（施策体系4-1-(3)-③ 重点施策4-⑦）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

⑤ 地域人材等の活用（施策体系1-2-(2)-① 重点施策2-⑧）

学校教育に、地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブなどを積極的に活用することで、学校の教育活動を支援するとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

⑥ 行政区における教育支援体制の整備（施策体系4-1-(3)-① 重点施策2-④）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

●社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の

充実

- 学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

⑦ 川崎市教育改革推進協議会の設置（施策体系4-1-(2)-①）

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会を設置します。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①学校教育推進会議の活動促進（重点施策2-⑩）	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">全校実施</div> 学校教育推進会議メンバーの学校教育への関わりの拡充			→ 随時見直し
②地域運営学校の設立の検討（重点施策2-⑫）	必要な規則改正の検討・実施	指定の検討 順次指定		→ 随時見直し
③行政区・中学校区地域教育会議の活性化	活性化に向けた支援策の検討	実施		→ 随時見直し
④地域教育サポーター制度（重点施策4-⑦）	サポーター制度の導入に向けた検討	試行	試行の結果に基づく展開	→ 随時見直し
⑤地域人材等の活用（重点施策2-⑧）	各種ボランティア活動、NPO法人等との連携拡充			→ 随時見直し
⑥行政区における教育支援体制の整備（重点施策2-④）	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">各行政区（7区）で実施</div> 各区の市民館に学校教育を担当する主幹・指導主事を配置			→ 随時見直し
⑦川崎市教育改革推進協議会の設置	協議会の設置 プランの進捗管理・課題の検討			→ 随時見直し